

岩手県 広域振興局長

提出者 アズマプレコート株式会社 一関工場
住所 〒021-0822 岩手県一関市東台14-41
氏名 一関工場長 佐々木 章

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策実施状況届出書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第83条の規定により、地球温暖化対策の実施状況について、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	アズマプレコート株式会社 一関工場	* 整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県一関市東台14-41	* 受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	2,476 kl	* 施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置状況			
その他の地球温暖化の対策の実施状況			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
一関工場	〒021-0822 岩手県一関市東台14-41	2,476 kl
		kl
		kl

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に記載すること。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。（A4）

一保七
第69-14

別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類		(2023) 年度									
		エネルギーの使用量			販売したエネルギー使用量			E-B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	前年度二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	対前年度比二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
		数値	単位	熱量(GJ)	数値	単位	熱量(GJ)				
化石燃料	原油(コンデンセートを除く)		kL			kL					
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL					
	揮発油(ガソリン)	2.00	kL	67		kL		67	5	5	0
	ナフサ		kL			kL					
	ジェット燃料		kL			kL					
	灯油	7.13	kL	261		kL		261	18	9	9
	軽油		kL			kL					
	A重油	7.93	kL	308		kL		308	22	19	3
	B・C重油		kL			kL					
	石油アスファルト		t			t					
	石油コークス		t			t					
	石油ガス										
	液化石油ガス(LPG)		t			t					
	石油系炭化水素ガス		t			t					
	液化天然ガス(LNG)	1,218.25	t	66,638		t		66,638	3,396	3,869	-273
	可燃性天然ガス		t			t					
	その他可燃性天然ガス		t			t					
	原料炭		t			t					
	コークス用原料炭		t			t					
	吹込用原料炭		t			t					
	一般炭		t			t					
	輸入一般炭		t			t					
	国産一般炭		t			t					
	輸入無煙炭		t			t					
	石炭コークス		t			t					
	コールターール		t			t					
	コークスガス		t			t					
	高炉ガス		t			t					
	発電用高炉ガス		t			t					
	転炉ガス		t			t					
	都市ガス		t			t					
	その他の燃料										
非化石燃料	黒炭		t			t					
	木炭		t			t					
	木質燃料		t			t					
	バイオエタノール		kL			kL					
	バイオディーゼル		kL			kL					
	バイオガス		t			t					
	その他バイオマス		t			t					
	RDF		t			GJ/t					
	RPF		t			GJ/t					
	廃タイヤ		t			GJ/t					
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t					
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t					
	廃油		kL			GJ/kL					
	廃棄物ガス		t			t					
	混合燃料		t			t					
熱	水素		t			t					
	アンモニア		t			t					
	その他燃料										
	小計①							67,274	3,441	3,702	-261
	産業用蒸気		GJ			GJ					
	産業用以外の蒸気		GJ			GJ					
	温水		GJ			GJ					
	冷水		GJ			GJ					
	地熱		GJ			GJ					
	温泉熱		GJ			GJ					
	太陽熱		GJ			GJ					
	雪氷熱		GJ			GJ					
電気	小計②										
	電気事業者①	3,320.59	千kWh	29,489		千kWh		29,489	1,584	1,648	-64
	電気事業者② ※複合契約している場合使用		千kWh			千kWh					
	自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh			千kWh					
	自家発電		千kWh			千kWh					
	太陽光		千kWh			千kWh					
	水力		千kWh			千kWh					
	風力		千kWh			千kWh					
	その他		千kWh			千kWh					
	小計③							28,890	1,584	1,648	-64
	合計④=①+②+③							95,964	5,025	5,350	-326

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	4,476	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区 分		温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	5,025 t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素	t-CO ₂
メタンの排出量		t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量		t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量		t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量		t-CO ₂
合 計		5,025 t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 地球温暖化対策計画の達成状況

【目標値の達成状況(進捗状況)】

1年でCO2排出量を1%削減する目標に対し、

生産量に見合った生産体制は1ライン稼働を継続し、燃料使用量及びCO2排出もそれに伴って減少している。

生産量当たりのCO2排出量は、工程の集約等でエネルギーを抑えられ削減する事が出来た。

生産時常にナトリウム灯を点灯させて検査を行っている箇所を調光式のLEDへ変更した。

工場内の蛍光灯は全てLEDとなり削減に寄与している。

また、冷却用ポンプの高効率モータへの更新を計画中。

【具体的な取組状況】

①電気

事務所・厚生棟・工場の照明を不要な箇所は消灯させ、人がいない場合は全消を徹底させる。

こまめな消灯を行い電気使用量の削減に至った。

工場の天井灯を水銀灯がLEDに変わり必要・不必要なエリアの点灯/消灯の徹底させる。

夏季の冷房設定温度を28℃に設定し、必要ない場合は電源を切る。

②灯油・重油

冬季の事務所・厚生棟・工場の暖房は20℃に設定し、社員はウォームビズを徹底する。

(寒さが厳しく暖房用燃料は、工場の灯油使用量と事務所ボイラー用のA重油使用量は昨年度よりも増加してしまった。)

③LNG

今年度も燃料使用量の管理計測を維持して来た事で、段取り待機時間帯の

ガス使用量削減を引き続き継続出来た、また工程の集約により効率よく生産が出来た事で燃料使用量削減につながった。

備考 計画書に記載した各種取組の進捗・達成状況について記載してください

2 その他の地球温暖化の対策の実施状況

・紙使用量削減、裏紙の再利用及び複数コピーの場合は両面コピーとする事に取り組みが出来た。

・節水及び給水箇所の水量を適正管理をする事で、上水の使用量削減する事が出来た。

また、漏水箇所が確認され修繕し節水に繋がった。

・廃水処理場の蒸発処理を放流処理へ変更したことで冬季以外の蒸気及び燃料削減の継続に繋げる事を継続中。